

お墓の窓口の事務手続要領

窓 口 事 務		窓口に持参する 書 類	窓口で申請する 書 類	説 明
納 骨	自宅からお骨を 移動する時	死体火葬埋葬許可証	-	『死体火葬埋葬許可証』は、火葬場で火葬した時に、必ずお渡ししています。(骨箱に保管されていることが多いです。)
	市内の寺院又は墓地から お骨を移動する時	収蔵証明書等	改葬許可申請書	収蔵証明書(お骨を保管していた証明書)は、寺院又は墓地の管理者が発行します。
	他市町村からお骨を移動 してくる時	改葬許可証	-	『改葬許可証』は、お骨を保管してあったところの市町村長に、寺院又は墓地管理人が発行した収蔵証明書を添えて申請して下さい。
改 葬	市内で移動又は他市町村へ お骨を移動する時	収蔵証明書等	改葬許可申請書	寺院等から収蔵証明書をもらい市役所に申請すると『改葬許可証』が発行されます。
建 立	墓碑又は、墓標 (その他の工作物)を 建立する時	設 計 図 (1 部)	墓碑等工事施行届 墓碑等工事完成届	墓碑、墓標等を建立する時は、必ず『墓碑等工事承認証』を受けてから着工して下さい。また、工事が完了した時は、『墓碑等工事完成届』を提出して下さい。
変 更	使用権者の本籍・ 氏名が変わった時	戸籍謄本等	墓地使用者本籍・ 住所・氏名変更届	戸籍謄本並びに住民票は、発行後3ヶ月以内のもので、市内・市外を問わず手続きが必要です。
	住所が変わった時	住 民 票 (省略の無いもの)		
代 理 人	使用者が市外へ転出し 市内居住者を代理人に 定める時	代理人の承諾書 住 民 票	墓地使用者代理人届	使用者が市外へ転出した場合、市内居住者を代理人に定める届出が必要です。
承 継	使用権者が死亡し承継 人としてその墓地の使 用権を相続する時	住 民 票 (新使用者のもので省略 の無いもの) 戸 籍 ・ 除 籍 謄 本 等 (新・旧使用者の続柄が 確認できる書類)	墓地承継許可申請書	前使用者の死亡が確認でき承継者との続柄が確認できる謄本等の書類の添付が必要です。
再 交 付	使用許可証を紛失又 は、き損した時		墓地使用許可証 再交付申請書	
返 還	墓地が不用となり返還 する時		使用墓地返還届	墓碑等の工作物がある時は、撤去し原形に復して返還して下さい。 納骨したお骨がある時は、改葬の手続をして下さい。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地使用許可の日から1年以内に使用しない時には使用許可を取り消すことがあります。(石狩市墓地条例第8条) ・お墓参り時のお供え物等は、必ずお持ち帰りください。 ・ご不明な点がございましたらお問い合わせ下さい。 			